

裁判員制度の運用等に関する有識者懇談会（第15回）議事概要

1 日時

平成24年2月23日（木）午後1時30分から午後3時30分まで

2 場所

最高裁判所図書館特別研究室

3 出席者

（委員，敬称略・五十音順）

今田幸子，岩橋義明，内田伸子，小野正典，酒巻匡，椎橋隆幸（座長），
龍岡資晃，榊井成夫

（オブザーバー）

栃木力（東京地方裁判所刑事部所長代行）

（事務総局）

山崎敏充事務総長，小林宏司審議官，河本雅也刑事局第一課長

4 進行

(1) 小林審議官あいさつ

懇談会の開催に当たり，新たに参加することとなった小林審議官から，あいさつがあった。

(2) 裁判員裁判の実施状況について

河本刑事局第一課長から，資料2に基づき，平成21年5月21日から平成23年12月末までの裁判員裁判の実施状況についての報告がされた。

（椎橋座長）

前回と比較して基本的な傾向は変わっていないようだが，公判前整理手続期間については過度に長期化しないよう今後も注視する必要がある。

(3) 調査票の回答状況等について

河本刑事局第一課長から，昨年11月に発送された平成24年用の裁判員候補者名簿記載通知に同封された調査票の回答状況等についての報告がされた。

(榊井委員)

全国の裁判所と被災地域にある裁判所（仙台地裁・福島地裁本庁及び郡山支部・盛岡地裁）の数値を比較したところ、調査票の返送割合、辞退事由として病気・けがを申し出た方の割合、宛先不明として通知書類自体が届かなかった方の割合をはじめ、各数値に大きな差異はないとのことだが、驚くべきことである。

(椎橋座長)

被災地域はまだまだ色々と大変な状況にあると思われるが、数値を見る限り、被災地域の方々も裁判員裁判を真摯に受けとめていただいているといえよう。

(4) その他

河本刑事局第一課長から、前回の懇談会で榊井委員等から提案された、裁判員法附則9条が定める裁判員法施行3年後の検討に向けた統計データ等の取りまとめ・公表について、以下のとおり事務局案の説明がされた。

- 裁判員制度の施行からこれまでに蓄積された統計データ等を整理し、それを報告書に取りまとめて公表したい。また、取りまとめの位置付けとしては、有識者懇談会の意見・助言を受けて最高裁判所事務総局が主体となって取りまとめ・公表を行うことになると思われるが、いかがが。
- 報告書の全体像としては、巻頭部分を置いた上で、①選任手続の状況、②裁判員裁判における訴訟手続の状況、③裁判員経験者の全体的な感想・意見の項目ごとに統計データ等を整理し、取りまとめたい。
- 選任手続の状況では、国民の負担に配慮した適正かつ合理的な手続により、裁判員・補充裁判員が選任されているかという視点の下、選任手続の流れを図示するとともに、裁判員候補者の選定、選任手続期日の実施状況、裁判員の構成の状況等に関する統計データ等を公表項目とすることを想定している。

- 裁判員裁判における訴訟手続の状況では、裁判員が審理の内容を理解し、評議において十分に意見を述べているかという視点の下、刑事裁判の流れを図示するとともに、公判前整理手続の状況（公判前整理手続期間、弁護人の選任状況等）、審理の状況（審理期間、平均証人尋問時間及び平均被告人質問時間、審理内容の理解しやすさ等）、評議の状況（評議時間、評議における話しやすさ等）、判決の状況、裁判員裁判の第一審に対する控訴審の状況等に関する統計データ等を公表項目とすることを想定している。
- 裁判員経験者の全体的な感想・意見では、これまで実施してきた裁判員経験者等に対するアンケート結果等を参考に、裁判員に選ばれる前の気持ち、裁判員として裁判に参加した感想等に関するデータを公表項目とすることを想定している。

（小野委員）

裁判員等に選ばれる側から見ると、自分が居住している都道府県において、1年間に何人が裁判員候補者名簿に登録され、何人が裁判員等に選任されているのかを知りたいだろうから、それらについては、各庁別・各年別の数値を公表するとよいのではないか。

（今田委員）

これまでに選任された裁判員の男女比を見ると、国勢調査における人口構成とは異なり、男性の比率が高く、女性の比率が低くなっているため、その理由を検討し、説明を加えた方がよいと思う。

（酒巻委員）

諸外国では職務従事日数が長くなればなるほど、裁判員に占める女性や高齢者の比率が増える傾向にあるといわれているところ、我が国では必ずしもそうになっていないようである。色々な社会的要因が複雑に絡み合った結果、裁判員に占める女性の比率が低くなっていることが想定されるから、現時点では合理的な説明が困難であり、そうである以上、客観的な統計データを示

すにとどめるほかないのではなからうか。

(今田委員)

裁判員の構成に関しては選任された方々の職業構成についても関心があるので、職業別の統計データも示し、さらに、国勢調査における20歳以上の方々の職業構成と比較するとよいのではないか。

(小野委員)

同感である。裁判員の構成を職業別に見た場合、仮説としては、正規従業員と比べて職場を離れにくい、パート・アルバイト等の非正規従業員の比率が低いことなどが考えられよう。

(酒巻委員)

取りまとめ全般に関わることだが、これまでに蓄積されている統計データはもちろんのこと、各庁で実施されている意見交換会における裁判員経験者の意見も貴重な資料であるから、取りまとめに反映していただきたい。

(河本刑事局第一課長)

裁判員経験者の意見交換会で活発な意見交換が行われている特定のテーマについては、その結果を取りまとめに反映する方向で検討したい。

(小野委員)

裁判員裁判における訴訟手続の状況に関する公表項目として平均証人尋問時間及び平均被告人質問時間を取り上げるとのことだが、書証の取調べ時間に限った統計は取っていないのか。

(河本刑事局第一課長)

統計としては取っていない。ただ、自白事件における書証の取調べが長時間行われ、これが審理内容の分かりにくさに繋がっているのではないかとこの指摘を受け、書証の取調べ時間を計測し、検討を行っている。

(榭井委員)

事案にもよると思うが、自白事件では書証の取調べ時間が長すぎるのでは

ないかと考えているがどうか。

(小野委員)

評価は別として、自白事件では同意書証が多くなるため、書証の取調べ時間が長くなりがちである。

(龍岡委員)

犯罪事実に争いが無い自白事件の場合、書証の数をより絞ることはできないのだろうか。それができない背景には、自白事件であっても量刑に関して、できる限り多くの情報を得たいという裁判員からの要望があるのか。

(小野委員)

証拠を絞りすぎてしまうと事件の全体像が分かりづらくなるため、自白事件であっても証拠を絞り込むのは難しい側面がある。

(龍岡委員)

裁判員制度の導入時には、これまでの刑事裁判の在り方を変え、書証を厳選するという要請があったが、その辺りは余り変わっていないように見受けられる。他方、裁判員からはより多くの事実が知りたかったとの意見や感想も出されており、裁判の現場では、どのようにして両者の調和を図るべきか、苦労されているのではないか。

(岩橋委員)

裁判員制度の施行当初は証拠の厳選が叫ばれたが、裁判員からより多くの事実が知りたかったという意見や感想が出されている現状では、立証責任を負う検察官として過度に証拠を絞り込むことには問題があると感じている。

(龍岡委員)

自白事件でも審理内容の分かりやすさに関する数値が徐々に下がっており、その原因の1つとして書証の数が多くなっていることが考えられる。そうである以上、証拠の重複を避けることはもちろんのこと、必要最小限度の書証を取り調べるよう努めるなどの工夫が必要であろう。

(小野委員)

障がいのある裁判員等候補者に対しては、申出があれば、裁判所はきちんとこれに対応していると聞いている。例えば、手話通訳者を付した裁判員等の人数などの統計データは公表項目に取り上げるべきであろう。

(河本刑事局第一課長)

可能な範囲で取り上げる方向で検討したい。

(内田委員)

裁判員経験者へのアンケート項目である「裁判員に選ばれる前の気持ち」と「裁判員として裁判に参加した感想」に関する統計数値については、余り大きな変化が見られないかもしれないが、年次推移がわかる図表を掲載するのがよいだろう。

(酒巻委員)

取りまとめの位置付けについては、有識者懇談会の意見・助言を踏まえて、最高裁判所事務総局が主体となって取りまとめ、公表するのがよいと思う。

また、取りまとめに対する一般的な姿勢としては、できる限り幅広く統計データを整序して公表することが望ましいと思う。

さらに、例えば、区分審理事件、責任能力等が争われて鑑定が必要となる事件、死刑が求刑されている事件等、制度設計時に特に議論されていた事件類型については、そのいくつかを選定して分析等を行い、その結果を報告書に盛り込むとよりよいのではないかと思われる。

(榭井委員)

同感である。取りまとめや公表に当たっては、一般国民が十分理解できるよう報告書の体裁や表現振りを工夫すべきであり、また、報告書の内容を簡潔にまとめたダイジェスト版の作成も検討されたい。

(今田委員)

弁護人の法廷での説明等の分かりやすさに関する統計を公表項目として取

り上げるのであれば、弁護活動の本質が検察官の主張立証を崩せば足りる点にあるため、弁護人の意図、すなわち、弁護人の主張立証がその事件の争点や裁判の結果との関係で具体的にどのように結び付くのが裁判員に伝わりにくい側面を有することを報告書の脚注等に盛り込むべきではないか。

(小野委員)

法廷における検察官の活動と比較して、弁護活動に分かりにくい側面があることは否定できないものの、弁護活動がそもそも分かりにくいものであると言いきれるかについては議論のあるところであろう。弁護人の法廷での説明等の分かりやすさに関する数値が低い点はきちんと公表し、それを踏まえ、問題点とそれを克服するための方策を検討する必要があると考えている。

(榎井委員)

裁判員裁判の実施に伴い保釈の運用に変化が見られると思われるので、保釈に関する統計データは公表項目に取り上げていただきたい。

(小野委員)

弁護士の感覚では保釈の運用は随分変わってきたが、まだまだ不十分であると考えている。弁護士から見ると保釈に反対する必要がないような事案でも検察官が反対意見を述べる場合が散見されるし、また、そもそも保釈保証金が準備できず、保釈請求ができない事例も見られる。後者については、弁護士会も保釈保証保険制度等の準備を行っているところである。

(酒巻委員)

マスコミ報道を見ていると、守秘義務には高い関心が寄せられているので、公表項目として取り上げることが望ましい。この点については、裁判員経験者による意見交換会の結果が格好のデータとなるのではないか。

(内田委員)

同感である。各地の意見交換会では守秘義務をトピックスとして取り上げて意見交換が行われているので、その結果をピックアップするとよいのでは

ないか。

(河本刑事局第一課長)

御指摘を踏まえ、整理・分析を検討したい。

(椎橋座長)

これまでの議論を整理したい。

まず、取りまとめの位置付けについては、有識者懇談会の意見・助言を踏まえ、最高裁判所事務総局が主体となって取りまとめ・公表を行うことにしたい。

次に、取り上げる公表項目としては、事務局から説明があったものに加え、①障害者に対する配慮、②区分審理、③責任能力等に争いがあり鑑定が必要な事件、④死刑求刑事件、⑤守秘義務、⑥保釈等を取り上げるのが望ましい。裁判員の男女比について説明を加えることも考えられる。

さらに、公表方法に関しては、国民に分かりやすい報告書の体裁・表現振りを検討するとともに、ダイジェスト版の作成も検討していただくことにしたい。

(いずれについても異論なく了承された。)

(河本刑事局第一課長)

本日いただいた御意見・御指摘を踏まえ、具体的な検討を更に行い、次回の懇談会で報告したい。

5 今後の予定について

次回の懇談会は、次の日時に開催することとされた。

第16回 平成24年3月30日(金)午後3時から

(以上)